

後期高齢者医療制度のお知らせ

■保険料決定通知書を送付

保険料決定通知書を7月中旬に発送します。なお、保険料は、原則、老齢基礎年金などの受給額から差し引きます。年金受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替などで納めます。

■保険料のしくみ

保険料は、図1のとおり、加算で計算されます。※賦課のもととなる所得とは、保険料の計算のもとになる所得です。

$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(限度額80万円) (年額4万7300円)

▼所得割額の計算

$$\left(\text{給与所得、雑所得} - \text{地方税法に定める基礎控除額} \right) \times \text{所得割率}$$

(年金など)、配当所得、一時所得などの合計額
※退職所得を除く
賦課のもととなる所得

(合計所得額が2400万円以下の場合は43万円)
9.67%

※賦課のもととなる所得とは、保険料の計算のもとになる所得です。

表1 均等割額の軽減

世帯主と被保険者全員の総所得額	軽減割合
43万円+ (年金・給与所得者の合計数-1) ×10万円 以下	7割
43万円+ (年金・給与所得者の合計数-1) ×10万円+29万5000円×被保険者数 以下	5割
43万円+ (年金・給与所得者の合計数-1) ×10万円+54万5000円×被保険者数 以下	2割

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得から更に高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

表2 自己負担割合判定基準

判定基準	負担割合
同じ世帯の被保険者の中に課税所得が145万円以上の方がいる	3割
次のすべてに該当する ①同じ世帯の被保険者の中に課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②年金収入とその他の合計所得額が200万円(同じ世帯に被保険者が2人以上いる場合は320万円)以上である	2割
同じ世帯の被保険者の課税所得がいずれも28万円未満である、または、①に該当するが②には該当しない	1割

※住民税非課税世帯の方は、上記にかかわらず1割負担となります。

※昭和24年3月31日以前に生まれた方は、6年度の保険料の限度額が73万円になります。

表3 収入額による負担割合判定基準

同じ世帯にいる後期高齢者医療被保険者	令和5年中の収入額(必要経費などを差し引く前の金額)	負担割合
1人	383万円未満(※)	表2をもとに判定
2人以上	合計額が520万円未満	

※383万円以上の方でも、同じ世帯に70~74歳で国民健康保険、または、会社などの健康保険の加入者がいる場合は、合計額が520万円未満であれば1割または2割の負担です。



● 医療費の自己負担割合が3割の方にも条件により限度額適用認定証を交付
● 同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満であれば、申請により認定証を交付します。
● 必要な方は、市役所後期高齢者医療係へ申請してください。
☆詳しくは、後期高齢者医療係へ。

入者全員が均等に負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計額です。

【激変緩和措置】

令和6年度の所得割率は、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8・78%となります。また、次のいずれかに該当する方は、6年度の保険料の限度額が73万円になります。

* 昭和24年3月31日以前に生まれた

【所得に応じて保険料を軽減】

均等割額の軽減は表1のとおりです。所得割額の軽減は、賦課のもととなる所得金額が15万円未満の方は5割、20万円未満の方は2.5割となります。

【医療費の自己負担割合】

医療機関の窓口で支払う医療

* 障害の認定を受けている(令和6年4月1日以降に75歳になつた後に、都外へ転居した方を除く)

費の自己負担割合は、毎年8月1日に表2の判定基準をもとに判定します。

3割負担の方でも、表3の条件を満たす方は、自己負担割合が1割または2割になります。

【新しい後期高齢者医療被保険者証を送付】

現在交付している保険証の有効期限は7月31日です。新しい保険証は7月中旬に送付します。

【保険証を送付】

現在交付している認定証の有効期限は7月31日です。既にお持ちの方で、8月以後も基準を満たしている場合は7月下旬に新しい認定証を送付します。

新たに必要な方は、市役所後期高齢者医療係へ申請してください。

世帯全員が住民税非課税の場合に、申請により交付されます。入院時の食事代と、保険適用の医療費の自己負担分が減額されます(申請した月の初日の世帯状況で判定し、申請した月の月初まで遡って認定)。

【額認定証を送付】

現在交付している認定証の有効期限は7月31日です。既にお持ちの方で、8月以後も基準を満たしている場合は7月下旬に新しい認定証を送付します。新たに必要な方は、市役所後期高齢者医療係へ申請してください。